第４１号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成３０年 ５ 月１８日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成３０年 ３ 月３０日

府中市長　高　野　律　雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和３１年６月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

付則第２０項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を付則第２１項とする。

付則第１９項を付則第２０項とする。

付則第１８項中「第１７項」の次に「、第１８項、第２０項」を加え、同項を付則第１９項とする。

付則第１７項中「付則第７項及び第９項」を「付則第８項及び第１０項」に、「付則第７項及び第１０項」を「付則第８項及び第１１項」に、「付則第８項、第１０項及び第１１項」を「付則第９項、第１１項及び第１２項」に、「付則第１０項から第１２項まで」を「付則第１１項から第１３項まで」に、「付則第１２項」を「付則第１３項」に、「付則第１３項から第１５項まで」を「付則第１４項から第１６項まで」に、「付則第１４項」を「付則第１５項」に改め、同項を付則第１８項とする。

付則第１６項を付則第１７項とする。

付則第１５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第１６項とする。

付則第１４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を付則第１５項とする。

付則第１３項を付則第１４項とする。

付則第１２項（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を付則第１３項とする。

付則第１１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「付則第７項」を「付則第８項」に改め、同項を付則第

１２項とする。

付則第１０項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「付則第７項」を「付則第８項」に改め、同項を付則第１１項とする。

付則第９項中「付則第７項」を「付則第８項」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第１０項とする。

付則第８項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第９項とする。

付則第７項の前の見出し及び同項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を付則第８項とする。

付則第６項の次に次の１項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

７　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

⑶　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

⑷　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑸　利便性等向上改修工事が完了した年月日

⑹　利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。